

東電福島原子力発電所事故にあわれた方



土地・家屋などが避難指示区域内
などにある方

地方税

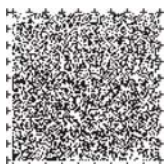
**避難指示区域のうち一部区域内の
土地・家屋について、固定資産税・
都市計画税が減額・免除されます**

①避難指示が解除されていない区域の特例

原子力発電所の事故に関する避難などの指示が解除されていない区域のうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋※には、固定資産税・都市計画税は課されません。

- 既に措置されている平成24年度までの分に加え、平成25年度以降も当分の間、免除の措置を継続します。
- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの区域が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物



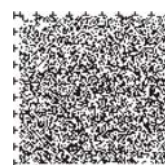
②避難指示が解除された区域の特例

新たに避難指示が解除される区域のうち市町村長が指定する区域内の土地・家屋については、原則、解除から3年度分まで、**固定資産税・都市計画税が1 / 2減額課税**されます。

- 既に措置されている平成24年度中の避難解除区域に加え、平成25年度以降当分の間に新たに解除される区域も、対象になります。

お手続き / お問い合わせ

土地・家屋が所在する市町村 → P78～87参照



一部の避難指示区域内にあった家屋・土地に代わるものを取得した場合、固定資産税などが減額されます

避難指示区域のうち、総務大臣が指定して公示する区域※¹内にある家屋やその敷地に代わる家屋・土地を平成23年3月11日からその区域の避難指示の解除から一定期間経過する日までの間に取得した場合などには、**固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置**※²を受けることができます。

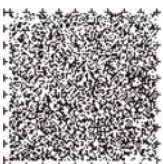
※¹ 避難区域の見直しを踏まえて、今後、指定を行う予定です(平成24年5月現在)。

※² 軽減措置の具体的な内容は、P47の表をご参照ください。

- 軽減措置を受けるためには、一部の避難指示区域内にあったものの代わりに取得した家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)の認定を受ける必要があります。
- 新たに取得した家屋・土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

**一部の避難指示区域内にあったものに代わって
取得した家屋や土地が所在する都道府県・市町村
➡ P78～87参照**



一部の避難指示区域内にある 農地に代わる農地を取得した場合、 不動産取得税を免除します

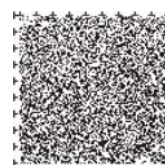
避難指示区域のうち、総務大臣が指定して公示する区域※内において使用が困難な農地の所有者などが、その区域内にある農地に代わる農地を取得した場合は、その区域内の農地の面積分については、不動産取得税を控除します。

※避難区域の見直しを踏まえて、今後、指定を行う予定です(平成24年5月現在)。

- 一部の避難指示区域の解除日から3ヶ月を経過するまでの間に取得した農地が対象です。

お手続き／お問い合わせ

一部の避難指示区域内にある農地の代わりに
取得などをした農地が所在する都道府県・市町村
➔ P78～87参照



一部の避難指示区域内にあった 償却資産に代わり取得した 償却資産の固定資産税が減額されます

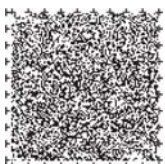
避難指示区域のうち、総務大臣が指定して公示する区域※1内にあった償却資産に代わる償却資産について、**固定資産税の軽減措置※2**を受けることができます。

※1 避難区域の見直しを踏まえて、今後、指定を行う予定です(平成24年5月現在)。

※2 軽減措置の具体的な内容は、右の表をご参照ください。

- 軽減措置を受けるためには、一部の避難指示区域内にあったものの代わりに取得した償却資産が所在する市町村(災害救助法※の適用市町村に限ります)の認定を受ける必要があります。
- 必要な手続きについては、新たに取得した償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。

※災害救助法が適用されているかについては、「厚生労働省のホームページ」にてご覧になれます。



■軽減措置の具体的な内容

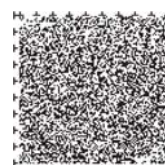
税目	対象資産	代替資産取得期間	代替資産取得地	代替資産に関する特例内容
都市計画税 固定資産税	住宅用地	平成23年 3月11日 と 解除から 一定期間を 経過した日※	制限なし	住宅を建設しなくても、 取得後3年間は住宅用地扱い ※固定資産税は1/6または1/3(都市 計画税は1/3または2/3)に軽減
	家屋			税額を取得後4年間1/2減額、 その後2年間1/3減額 ※新築住宅特例(3年間または5年間 1/2減額)と併用可(固定資産税)
	償却資産 (固定資産税)		災教法適用区域内 (東京都を除く)	課税標準を取得後4年間1/2
不動産取得税	土地	制限なし		対象区域内家屋の敷地の面積相当分 には不動産取得税が課されないよう にする
	家屋			一部の避難指示区域内に所在した家屋 (対象区域内家屋)の床面積相当分には 不動産取得税が課されないようにする

※「一定期間」については原則3ヶ月、代替家屋が解除後に新築・完成されたものである場合は1年。

お手続き／お問い合わせ

新たに取得した償却資産が所在する市町村

➡ P78～87参照



東電福島原子力発電所事故にあわれた方



自動車が持ち出し困難な
区域内にある方

国
税

持ち出し困難な区域内にある自動車に ついて、自動車重量税が還付されます

持ち出し困難な区域内にある場合、自動車の永久抹消登録などの手続きを行うと、**自動車重量税が還付されます。**

※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

※東日本大震災において被災し、滅失または自動車の用途を廃止した旨の「申立書」及び自動車として再使用または譲渡しない旨の「確認書」を運輸支局などに提出する必要があります。

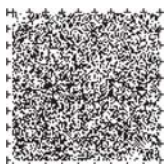
- 運輸支局または軽自動車検査協会では自動車の永久抹消登録などの手続きを行う際に還付申請をすれば、車検残存期間に応じた還付が受けられます。
- 還付申請は、平成25年3月31日までに行ってください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会

お近くの税務署 → P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



持ち出し困難な区域にある自動車について、 永久抹消登録などがなされたときは、 自動車税(軽自動車税)が課されません

自動車持出困難区域※¹内の自動車※²で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって、自動車税・軽自動車税が課されません。

※1 自動車持出困難区域:平成24年1月1日時点で警戒区域だった区域のうち、立入りが困難であるためその区域内の自動車を外へ移動することが困難な区域として総務大臣が指定した区域。

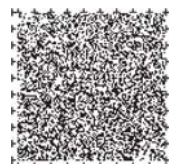
※2 軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

- 申告をしていただく必要があります。
- 手続きについては、自動車持出困難区域内の自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車税)・市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

自動車持出困難区域内の自動車の主たる定置場が
所在する都道府県・市町村

➡ P78～87参照



国税・地方税

持ち出し困難な区域にある自動車を 買い換えた場合、自動車重量税や 自動車取得税などが免除されます

国税

自動車重量税

平成26年4月30日までの間に、持ち出し困難な区域内にある自動車(P48をご覧ください)を買い換えた場合、最初の車検または車両番号の指定の際に課される自動車重量税が免除されます。

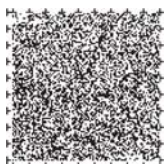
※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

- 車検などの際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。
- 既に自動車重量税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。車検証の交付などを受けた運輸支局または軽自動車検査協会に「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、納税地の所轄税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会 お近くの税務署 ➡ P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



自動車取得税・自動車税・軽自動車税

永久抹消登録等がなされた自動車持出困難区域内の自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税などが非課税になります。

〈永久抹消登録等の後に自動車を買換えた場合〉

平成26年3月31日までの間に、自動車持出困難区域内の自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされた自動車を買換えた場合、自動車取得税が非課税になります。

買換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になります。

- 非課税の特例措置を受けるためには、買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)にその自動車の認定を受ける必要があります。
- 必要な手続きについては、買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。

〈永久抹消登録等の前に自動車を買換えた場合〉

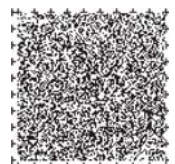
永久抹消登録等を行う前に、自動車を買換えた場合も、自動車取得税・自動車税及び軽自動車税について、永久抹消登録等の後で自動車を買換えた場合と同様の特例が受けられます。既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。

- 特例措置を受けるためには、買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県や市町村への申請が必要です。

※上記いずれの場合においても、軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

お手続き／お問い合わせ

**買換えた自動車の主たる定置場が所在する
都道府県・市町村 ➡ P78～87参照**



東電福島原子力発電所事故にあわれた方



避難解除区域 の復興と再生を
支援します

新規

国税

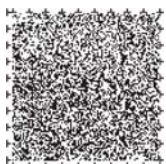
**避難解除区域内で事業用設備の取得など
をして事業に用いた場合、所得税・法人税
について即時償却や税額控除ができます**

避難解除区域※1内において、事業者※2が事業用設備(機械・装置、建物・構築物)の取得などをして事業に用いた場合に、即時償却または税額控除ができます。

- 避難等指示が解除された日から5年以内に取得などをして事業に用いた資産が対象です。
- 税額控除については、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度とします。
超過額については4年間の繰越しができます。

※1 避難解除区域:原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示の対象となった区域のうち、避難指示がすべて解除された区域。

※2 事業者:避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在していたことについて福島県知事の確認を受けた個人または法人。



■特別償却

対象資産	償却率
機械装置	100%
建物・構築物	25%

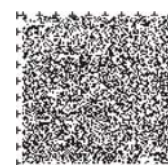
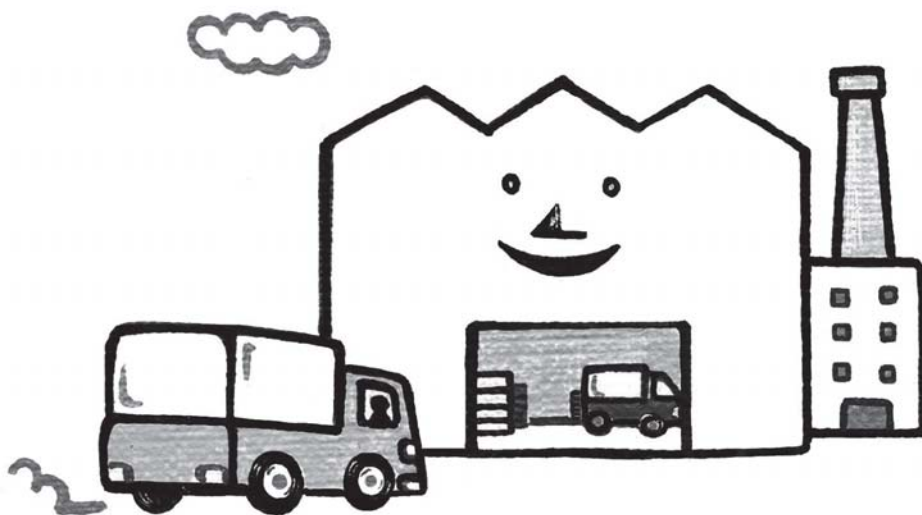


■税額控除

対象資産	控除率
機械装置	15%
建物・構築物	8%

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



避難解除区域で避難対象となった方を雇用する場合、給与などの20%を所得税・法人税から控除できます

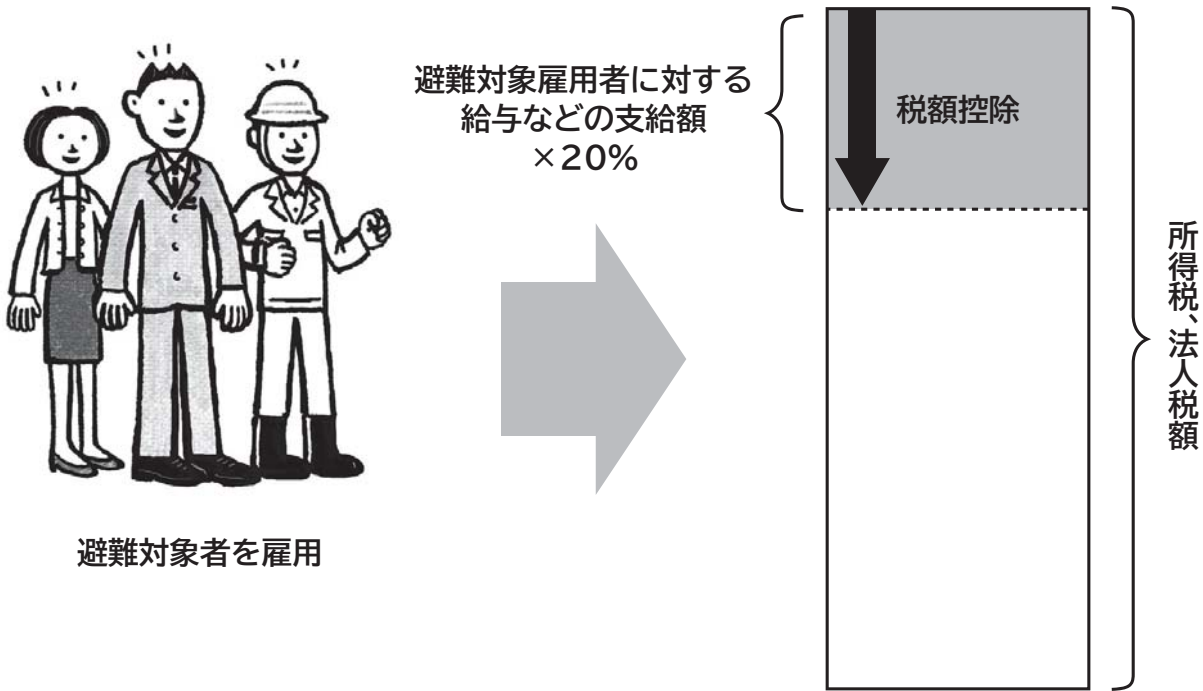
新規

事業者(P52参照)が避難解除区域(P52参照)内の事業所で避難対象者※1となった方を雇用する場合、確認※2を受けた日から5年間、その給与などの支給額の20%を、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度として税額控除できます。

※1 避難対象者

- ①平成23年3月11日時点で避難対象区域内の事業所で勤務していた方、または、
- ②平成23年3月11日時点で避難対象区域内に居住していた方

※2 避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在したことについての福島県知事の確認



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

